

一般廃棄物	事務所から排出される一般廃棄物の具体的内容（例）	
	現場事務所における生ごみ、新聞、雑誌等	
建設廃棄物	分類	工事から排出される産業廃棄物の具体的内容（例）
	※ 廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
	※ ゴムくず	天然ゴムくず
	※ 金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず
	※ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程で生じるコンクリートブロック、インターロッキングブロックのくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず
	※ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③れんが破片
産業廃棄物	汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、 またその上を人が歩けない状態（コーン指数がおおむね200 kN/m <sup>2</sup> 以下または一軸圧縮強度がおおむね50 kN/m <sup>2</sup> 以下） 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水
	木くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる木くず（具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等）
	紙くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる紙くず（具体的には包装材、段ボール、壁紙くず）
	繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず（具体的には廃ウエス、縄、ロープ類）
	廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ（タールピッチ類）
	特別管理産業廃棄物	廃油
廃PCB等及びPCB汚染物		トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
廃石綿等		飛散性アスベスト廃棄物

※ 安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部（以上ガラスくず及び陶磁器くず）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上金属くず）、廃プリント配線板（廃プラスチック類、金属くず）、廃容器包装（廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず）は除く。

図 2 - 1 建設廃棄物の種類（例）